

○広島大学医学部広仁会館利用細則

平成 18 年 3 月 6 日

学部長決裁

改正 平成 24.4.12・25.1.10・26.5.26・27.12.10・29.11.24・令和 2.9.10・3.5.13・8.9.15

広島大学医学部広仁会館利用細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学医学部広仁会館細則(平成 18 年 3 月 6 日学部長決裁)第 12 条の規定に基づき、広島大学医学部広仁会館(以下「会館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の条件)

第 2 条 会館は、次に掲げる用途に利用できるものとする。

- (1) 教育研究活動を目的とした会議又は集会
- (2) 広島大学(以下「本学」という。)の諸行事
- (3) その他館長が適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、演奏、歌唱その他音を発生させる行為により、他の利用者の利用に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合は、会館を利用することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 学会、研究会、講演会、公開シンポジウムその他これらに類する行事に付随して行われる短時間の演奏
- (2) 式典、歓迎会、記念行事その他これらに類する行事において行われる短時間の演奏
- (3) 教育活動又は研究活動の一環として実施される短時間の演奏
- (4) その他館長が適当と認めたもの

(利用できる者の資格)

第 3 条 会館を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 医学部医学科の同窓会会員
- (4) その他館長が適当と認めた者

(利用の期間)

第 4 条 会館を利用できる日及び時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 利用できる日は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間以外の日とする。ただし、この期間の前後が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その期間についても併せて利用できないものとする。
- (2) 宿泊室を利用できる時間は、16 時から翌日 10 時までとする。

(利用の申込み及び許可)

第 5 条 会館を利用しようとする者は、原則として利用する日の 1 年前から前日までに広

仁会館利用許可願（別記様式第 1 号）を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。この場合において、第 3 条第 2 号又は第 4 号に該当する者が利用しようとするときは、利用について責任を持つ本学の教職員が申し込むものとする。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、第 3 条第 3 号に該当する者が第 2 条第 1 号の用途に会館利用しようとするときは、利用する日の 2 年前から広仁会館利用許可願を館長に提出することができるものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、宿泊室を利用しようとする者は、原則として利用する日の 6 月前から前日までに広仁会館宿泊利用許可願（別記様式第 2 号）を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。
- 4 宿泊室を利用できる期間は 1 月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 5 館長は、会館の利用を許可された者（以下「利用者」という。）から、広仁会館利用許可書（別記様式第 3 号）（以下「許可書」という。）の交付依頼があった場合は、利用者に許可書を交付するものとする。

（利用の変更等）

第 6 条 利用者は、広仁会館利用許可願及び広仁会館宿泊利用許可願の記載事項に変更が生じたとき又は利用の取消しをしようとするときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。ただし、利用期間及び利用室の変更については、改めて館長の許可を受けなければならない。

- 2 前項ただし書の変更の手続きは、前条の規定を準用する。

（利用者の義務）

第 7 条 利用者は、別に定める「広仁会館利用者心得」を遵守しなければならない。

（利用の許可の取消し等）

第 8 条 利用者がこの細則に違反し、又は会館の運営に重大な支障を生じさせたときは、館長は、その者の利用の許可を取消し、又はその者の利用を停止することができる。

- 2 館長は、前項に定めるもののほか、本学において緊急に利用する必要を生じたときは、利用の許可を取消し、又は利用の条件を変更することができる。

（補償責任）

第 9 条 本学は、前条の規定により生じた利用者の損害については、補償の責を負わない。

（損害の弁償）

第 10 条 利用者は、故意又は重大な過失により、施設又は備品等を損傷又は紛失したときは、その損害を弁償しなければならない。

（経費の負担等）

第 11 条 利用者は、別に定める会館の利用に係る料金を前納しなければならない。

- 2 既納の使用料は、還付しない。

（雑則）

第 12 条 この細則に定めるもののほか、会館の利用に関し必要な事項は、広島大学医学

部広仁会館運営委員会の議を経て、館長が定める。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25.1.10 一部改正)

この細則は、平成 25 年 1 月 10 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26.5.26 一部改正)

この細則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27.12.10 一部改正)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29.11.24 一部改正)

この細則は、平成 29 年 11 月 24 日から施行し、平成 29 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 2.9.10 一部改正)

この細則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3.5.13 一部改正)

この細則は、令和 3 年 5 月 13 日から施行する。

附 則 (令和 8.9.15 一部改正)

この細則は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

広 仁 会 館 利 用 許 可 願

広島大学医学部広仁会館長 殿

所 属

役職・氏名 (自署)

広仁会会員 会員(広仁会会員の方は、○印をしてください。)

電話 ー (内線)

下記のとおり広仁会館を利用したいので、許可願います。

記

利用期間	自	年	月	日 ()	時	分
	至	年	月	日 ()	時	分
利用室名	大会議室 中会議室 小会議室 準備室					
利用目的 (会合名も記載)						
利用者人数内訳	名 (学内 名, 学外 名)					
利用責任者 (自 署)						
備 考					メーカー 共催	あり・なし

※注意事項：会場で使用される物品及び宅配荷物については、広仁会事務局でお預かりできません。

利用者の責任においてご準備ください。

許可印	
-----	--

別記様式第 2 号(第 5 条関係)

下記のとおり利用の申込みがありましたので，許可してよろしいか伺います。

起案 年 月 日

決裁 年 月 日

主 査	グループ員

年 月 日

広 仁 会 館 宿 泊 利 用 許 可 願

広島大学医学部広仁会館長 殿

所 属
職・氏名（自署）

下記のとおり広仁会館を宿泊利用したいので，許可願います。

利用期間	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
利用室名	
利用目的	
利用者名	
備 考	

別記様式第 3 号(第 5 条関係)

広 仁 会 館 利 用 許 可 書

年 月 日

所 属
職・氏名 殿

広島大学医学部広仁会館長

下記のとおり広仁会館の利用を許可します。

記

利用期間	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
利用室名	
備 考	

- ※ (1) 記載事項に変更が生じたとき又は利用の取消しをしようとするときは、速やかに震地区運営支援部財務グループに御連絡ください。
- (2) 別紙「広仁会館利用者心得」を遵守してください。